

Tarja Poso, Marit Skivenes and June Thoburn 編著

## Adoption from Care

西郷 民紗

(早稲田大学人間科学学術院人間総合研究センター次席研究員／  
研究院講師／コミュニティ福祉学科2007年卒業)

ここで紹介する「Adoption from Care: International Perspectives on Children's Rights, Family Preservation and State Intervention」は2021年に英国で刊行され、筆者が日本語版（海野桂註『公的ケアの養子縁組——欧米9カ国の児童保護システムから子どもの最善の利益を考える』明石出版より2024年11月出版）の監訳者として関与する書籍である。

本書は、児童保護の見地から、子どもの福祉のための養子縁組を検討した貴重な国際比較研究の成果である。あまり注目を浴びにくい養子縁組をテーマに、「子どもの権利がどのように実践され、親の権利と比較衡量されているのか」「政府や専門家はどのように権利のバランスをとっているか」という興味深い論点を投げかけており、ひとり親家庭支援や社会的養護のあり方をも考えさせる良作である。

本書の目的は、国によって異なる政策と実践における「公的ケアからの養子縁組」を探求することである。対象となるのは、欧米9カ国（イングランド、エストニア、アイルランド、米国、オーストリア、フィンランド、ドイツ、ノルウェー、スペイン）の児童保護の手段としての国内養子縁組だ。ここでいう「公的ケアからの養子縁組」とは、公的な養育か国による後見を受けている子どもが、親の監護権の部分的な停止もしくは完全な取り消しの結果、養子縁組となることを意味する。

序章となる1章に続く2章以降は、Ⅲ部から構成される。第Ⅰ部・第Ⅱ部では、各国で豊富な経験を有する執筆者によって、養子縁組の社会文化的背景や法律、指針、養子縁組の方針決定手続き、養子縁組や長期養育に関するデータ、現行の政策と実践の要点、将来的な見通しなどが収められている。第Ⅲ部では、国際人権法やアタッチメント、養子縁組後の生みの家庭とのコンタクトなど養子縁組に関する重要課題が取り上げられ、実践や研究を踏まえた国際的な知見が示される。

以下、各章の概要とポイントを紹介する。まず、1章の冒頭では、子どもの権利条約にあらゆる国が署名しながらも、どこまで各原則を重視するのか、代替養

---

育への措置において何が子どもの最善の利益なのか、については解釈に委ねられる部分が多いことを指摘する。本書の導入として、養子縁組の世界的な動向や子どもの権利条約、永続性（パーマネンシー）の3つの要素といった知識を提供し、養子縁組を推進しようと方針転換している国として、北欧と日本が言及されている。また、2章以降に向けて、養子縁組の活用の違いを理解する助けとなるよう、児童保護システムの方向性と傾向をGilbert et al. (2011) をもとに2つに大別する。一つは、家族サービス提供の閾値が高く不適切な養育のリスクから子どもを保護することを重視する「リスク志向の児童保護システム」、もう一つは、家族と子どものウェルビーイングを重視し、ニーズを抱えた子どもを守るための家族支援を行う「家族サービス志向の児童保護システム」である。

第I部は、リスク志向の児童保護システムを有する、英国、エストニア、アイルランド、米国の4カ国が取り上げられている。日本でもよく参照されるイングランド(2章)は、子ども人口に対する養子縁組の割合が高い。児童福祉の法制度や社会的状況の変化のなかで養子縁組がどのように位置づけられて増減してきたかという変遷が分かりやすくまとめられており、数多くの研究報告や、子ども・養親・生みの親への支援サービスも有用な示唆を与えてくれる。エストニア(3章)は、現在の制度はソビエトの影響を受けており、子ども・養親・生みの親の生活を保護するため養子縁組の秘匿性を重視する。養子縁組の件数は国内外ともに減少しているが、2017年には養子縁組の支援制度を全面的に見直し、国が一元化して管理することになった。アイルランド(4章)は、保守的で家族中心主義の影響が強く、養子縁組の必要性の判断基準が高い傾向にある。養子縁組があまり推進されてこなかった理由として、どのような状況のもとで子どもの最善の利益が検討されていたのかの記述は日本との共通点を感じさせる。米国(5章)は、親族以外の長期養育は好ましくないと捉え、養子縁組はパーマネンシーの不可欠な選択肢であるとする。里親や親族の養子となる割合が高く、オープンアプションが多い。先行研究ではあまり紹介されていない米国全体の動向を掴むことができ、人種や先住民、LGBTQ、宗教などの複雑な問題にも触れるなど新たな学びが得られる。

第II部は、家族サービス志向のシステムを有する、オーストリア、フィンランド、ドイツ、ノルウェー、スペインの5カ国である。オーストリア(6章)の養子縁組は、生みの親の同意が必要な契約による縁組のみが認められている。家族関係維持の原則と補完性の原理に根ざしており、パーマネンシーの方策としては養子縁組より里親養育が主流である。2016年には同性カップルの養子縁組が認められるという重要な変更がなされている。フィンランド(7章)では、新生児の養

---

子縁組は一定数あるものの、親子の離別をめぐる複雑な歴史と家庭を支える試みから、公的ケアからの養子縁組は措置形態の1つとして位置付けられておらず件数も非常に少ない。一方、家族と再統合できる子どもの少なさから、どのように長期養育を受ける子どもの権利とニーズに対応するのが最善かを再検討する必要性が言及されている。ドイツ（8章）は、養子縁組に関する法的根拠が複数の法律に分散している。出産後まもない子どもが養子縁組家庭に移るケースもあるが、公的ケアからの養子縁組の数は限られる。裁判所の手続前には、養子縁組機関がすべての当事者にカウンセリングを行い、子どもはニーズに応じた支援を受ける権利を有する。縁組後のコンタクトについてカウンセリングを行うことも義務化され、実施状況の記録も必須となるなど興味深いプロセスである。ノルウェー（9章）は、子ども中心の児童保護システムである。戦争など国際的な影響によって国際養子縁組の受け入れが増えた時期もあったが、2000年代には急減した。2009年には政府が養子縁組の活用を促進する方向性を出し、専門職や国民も好意的な見解を示しているにもかかわらず、養子縁組が未だ少ないことの疑問が呈されている。スペイン（10章）は、家族第一主義で、家庭外養育の5割を里親養育が占めるが、経済的支援はなく里親の70%は親族である。親族への措置の多さは、養子縁組の少なさと関係してきたが、2015年の法改正により、養親のアセスメントの詳細な要件の提示、オープンアダプションの導入、自治体を超えて子どもが保護を受ける権利が標準化されるなど、今後の動向が注目される。

第Ⅲ部は、「人権の基本的枠組み、および家族への帰属意識」として養子縁組を方向づける国際人権法、「家族」を築くこと、アタッチメントの理解、家族親族ネットワーク、各国の養子縁組の状況で構成される。国際人権法（11章）では、本書の9カ国が署名または批准している国際条約が紹介され、子どもの最善の利益や、子どもの意見と同意といったテーマを概観する。国際的な規定は、国内法の枠組みや指針の核をなすものであり、各国がどのような規定のもとで養子縁組に取り組んでいるかを押さえる上で外すことのできないポイントである。「家族」を築くこと（12章）では、子ども中心主義の立場から養子縁組の考察を行う。各国の養子縁組の記述が誰の視点に立っているか、養子が出自を知る権利がどのように規定されているか、について一覧表で比較を行い、子どもを中心に改善すべき点を提示する点は非常に興味深い。アタッチメントの理解（13章）では、ノルウェーにおける方針決定機関がアタッチメントをどう解釈して用いているのかを考察している。重要な概念であるアタッチメントが、一般認識の愛着（対象との長期の接触があることが基準であり量的尺度を重視）や、心理学理論のアタッチメント（関係性の質を重視）として多様に解釈されていることへの警鐘を鳴らす。

---

家族親族ネットワーク（14章）では、縁組後の生みの家族とのつながりは人生の出来事によって千差万別であるとしながらも、コンタクトの取り決めを検討する意義や重要性が様々な論考を用いて示されている。日本の養子縁組においては、コンタクトの継続は一般的ではないが、今後の縁組後の支援を考える上で必読の章だ。各国の養子縁組の状況（15章）は、本書の要点をまとめた最終章である。子ども10万人あたりの縁組数の比較や、子どもの立場、縁組前後の支援を横断的に捉え、各国の多様な概況が掴める。国ごとの状況に応じた研究活用の必要性に言及しつつ、子どもには研究知見を踏まえた選択肢が提供されるべきであると締めくくる。

近年、日本では子どもの養子縁組に関して、養親によって書かれた本・養親向けのガイドなど読みやすい書籍や、法学・社会学の研究を収めた読み応えのある学術書などが出版されている。様々な切り口で養子縁組を知ることができるようになってきたが、本書は、児童保護における養子縁組を概説したPalacios et al. (2019) をさらに深め、複数の国におけるケアからの養子縁組を主眼にした類のない書籍である。少し気になったのは「公的ケアからの養子縁組」の定義を各国に当てはめるときに、どの範囲に言及し、どこを除外したのかについての具体的な記述があれば、本書の射程がより明確になったのではないかという点である。欲を言えば、支援組織や当事者運動の変遷についても取り上げてもらえたらと感じる。

とはいえ、その点を差し引いても、本書は日本の実務家や福祉関係者、支援機関、政策立案者、養子・養親などにとって視野を広げてくれるものとなるだろう。各国の専門家によって、政策、実践、主要課題が掘り下げられており、豊富な情報や示唆に富む論考から得られるものは、学術だけでなく実践的にも極めて大きい。幅広い読者に読まれ、今後の日本の養子縁組のあり方を考える一助となることが期待される。

## 参考文献

- Gilbert, N., Parton, N. and Skivenes, M. (eds.). 2011. *Child Protection Systems: International trends and orientations*. Oxford University Press: New York, NY.
- Palacios, J., Adroher, S., Brodzinsky, D. M. et al. 2019. Adoption in the service of child protection: An international interdisciplinary perspective. *Psychology, Public Policy, and Law*, 25 (2), 57-72.